国土交通省

竹林整備を通しての地域交流、青少年育成事業（新潟県田上町　みどり福祉会）

対象地域	対象地域の特性	地域が抱えている課題	主な取組内容
田上町内の土地（所有者不明の竹林　1筆）	県内でも有数なたけのこの産地であり、良質なたけのこが収穫できる地域である収穫時期になると販売会があり、早いうちから完売するほど人気となっている。	竹林の面積が広く、整備が不足している管理されていないことで、冬季の積雪時に道路や電線等に影響を及ぼす危険性がある他、野生動物が棲み付いたり、逃げ込み場になり、近隣の住民に対する被害や心配事が生じている。	●隣接地の所有者情報の確認した。 ●隣接地の所有者との接触が困難なため、土地の境界の確認方法、その必要性、境界不明の所有者不明土地における事業区域の設定の考え方について確認した。 ●対象地の相続人(持分1/4、3/4は相続人不存在)に対して再度所有の意思を確認した。 ●地域福利増進事業のたけのこ掘り体験事業のシミュレーションを実施した。 ●普及啓発として、所有者不明土地問題についての講演会、ミニセミナーを開催した。

事業内容・スキーム

○裁定申請に向けた手続き（土地家屋調査士による測量、境界確認依頼等）

○所有者不明土地問題に係るセミナー、ミニ講演会等の実施

※事業イメージ

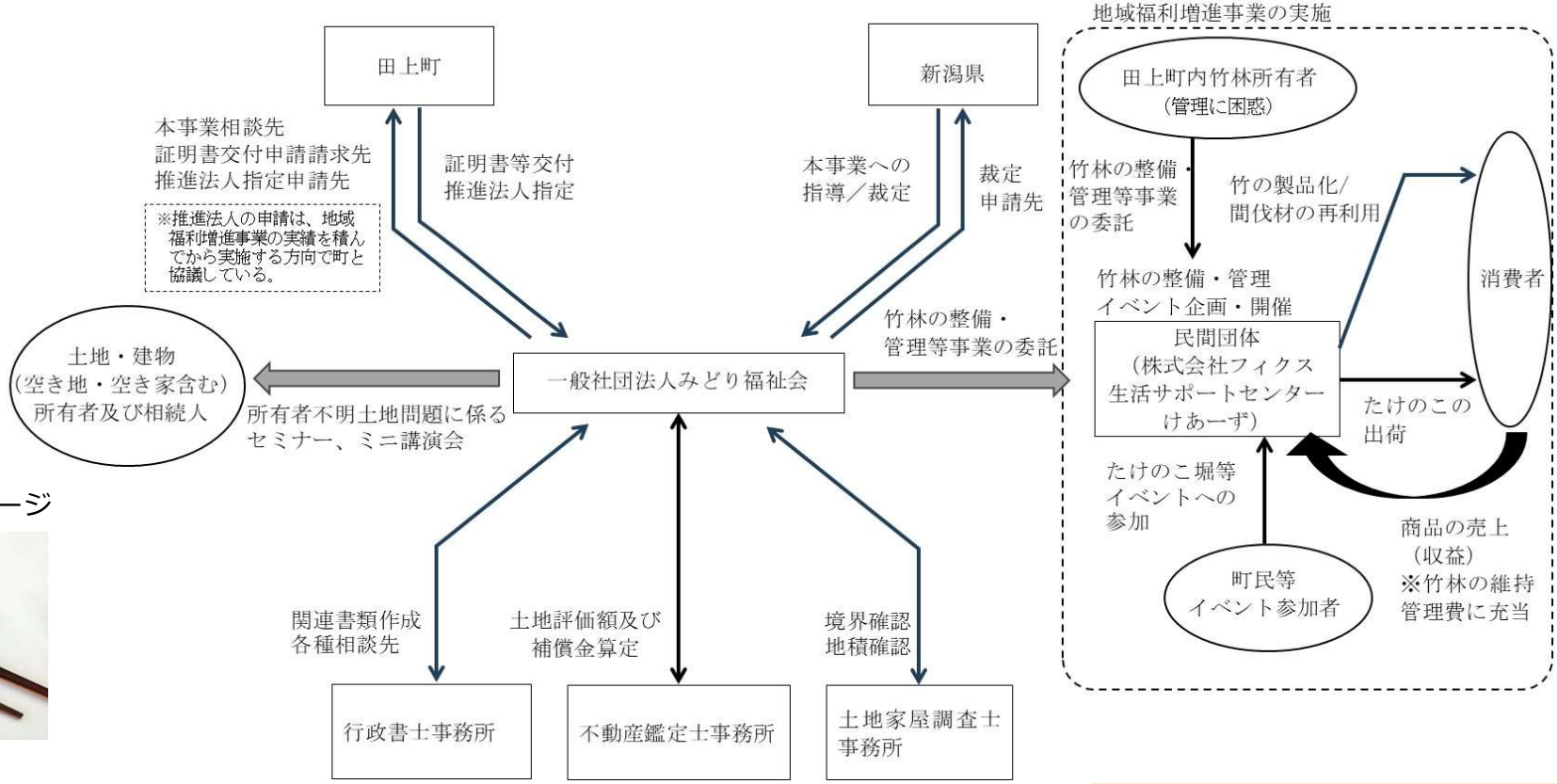

モデル調査による取組成果

対象地を所有者不明土地として扱うという結論に至った	境界が不明の土地における地域福利増進事業の事業区域の設定の方法を確認	たけのこ掘り体験事業のシミュレーションを実施し、事業性を確認
地域福利増進事業ガイドラインに則り、相続人に対して所有の意思確認書を送付したものの、1ヶ月の回答期間を経ても、相続人から回答がなかったため、所有者不明土地という結論を得た。	地域福利増進事業の対象地は、所有者不明土地であることから、境界確定はできないため、少なくとも隣地所有者が権利主張する土地を含まない範囲で事業区域を設定し、同範囲の測量を実施の上、「事業を実施する区域を表示する図面」（省令第19条第二号），「特定所有者不明土地の実測平面図」（同条第三号）を作成することとなった。 事業区域を設定するため、判明している隣地所有者とは合意形成を図っていく必要がある。 ※裁定申請時の縦覧・公告で、連絡のとれない隣地所有者の権利を保護。	たけのこ掘り体験事業を実施した場合の事業収益について協力団体と検討した結果、プラスの利益になるためには本事業を10年以上継続する必要があることを確認した（中長期的にはプラスに転じる可能性がある）